

4 障がい者

(1) 現状と課題

障がい者は個人の尊厳にふさわしいサービスを保障される権利を有する一方、社会の構成員としての役割を果たし、社会に貢献することも求められています。

障がいのある人が、住み慣れた地域社会の中で安心して快適な生活をするとともに、積極的に社会参加し、障がいのない人と同様の活動ができる社会を実現するためには、障がいのある人の自立を支援し、生活のあらゆる場面、生涯の各段階での保健・医療・福祉サービス等の社会資源を一層充実していく必要があります。

障害者雇用率等を定める「障害者雇用促進法」や、2013年(平成25年)4月に施行された「障害者総合支援法」及び障害者就労施設等の受注の機会を確保するために施行された「障害者優先調達推進法」により、福祉的就労から一般就労への移行による障がい者の自立推進への期待がさらに高まっており、障がい者の雇用機会の確保及び職場定着への支援が一層求められています。

障がい者の様々な社会活動への参加を促すとともに、多様な就労形態を創出するなど、障がい者がひとりの人間として尊重される社会を作っていく必要があります。

重度の障がいのある人や高齢の障がい者など一般の就労が困難なケースについても、障がいの状態や適性に応じて、福祉的就労や生活介護など日中活動の場を確保していくことが必要です。

2012年(平成24年)10月に施行された「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)」により、養護者、障害者福祉施設従事者及び使用者による障がい者に対する虐待の予防と早期発見、早期対応が求められています。県では、障がい者虐待に関する通報又相談等の対応窓口となる「岐阜県障害者権利擁護センター^{*}」を設置し対応しております。

障がいのある児童・生徒に対する教育については、一人ひとりのニーズを的確に把握し、児童・生徒の社会的自立に向けた教育の推進や、精神に障がいのある人に対しては、保健・医療・福祉等の連携した取り組みを一層推進する必要があります。

国においては、2014年(平成26年)に、障がい者の権利実現のための措置等について定めた「障害者権利条約^{*}」を批准しました。

同条約の批准に向けた国内法制度の整備の一環として「障害者差別解消法」が2016年(平成28年)4月に施行され、行政機関や事業者による障がいを理由とする不当な差別的取り扱いが禁止されただけでなく、障がいのある人から何らかの配慮を求められた場合、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要な配慮を行うことが求められています。

県でも法施行に併せて、共生社会を実現するために、県の責務、県民、事業者、障がい者関係団体の役割を明記するとともに、具体的な「共生社会実現施策」を規定した「岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例」を2016年(平成28年)4月に施行しました。

同時に、障がい者を理由とする差別に関する相談対応、障害者差別解消法の普及・啓発等を行うため、「岐阜県障がい者差別解消支援センター*」を設置し、専門相談員を配置して県民、市町村、身体・知的障害者相談員、各種相談機関等からの相談に応じ必要な助言及び出前講座等を実施しています。

また、県民、障がい者関係団体等からなる「障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり県民会議」を設置し、共生社会実現のための施策の検討・推進を行っています。

なお、「人権に関する県民意識調査」の結果によると、「障がい者の人権問題」への関心度は 33.8%と高く、「障がい者の生活上の不便さなどに関する人々の認識が欠けていること」、「就労の機会が少ないこと」や「障がい者を理由とした差別的な取扱いや配慮のない対応」などの問題があるととらえています。

(2) 施策の方向

障害者権利条約の批准及び障がい者に関する各種国内法の整備などの障がい者施策の目まぐるしい変化に的確に対応しながら、県の実情を踏まえ、障がいのある人もない人も共に安心して暮らせる「人にやさしい岐阜県づくり」の着実な進展をめざしていきます。

障がい者施策を総合的に推進していくために策定した第2期「岐阜県障がい者総合支援プラン」に基づき各種施策を推進していくことにより、障がい者の人権を尊重する社会づくりを進めます。

今後とも障がい者が地域で安心して自分らしく暮らせるように、障害福祉サービスの質・量の充実のほか、心のバリアの解消や障がい者の社会参加のための施策を推進します。

1) 障がい者の人権を尊重する啓発活動

すべての県民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がい者を理由とする差別の解消の推進及び県民の障がい者に対する理解の促進に努めます。

そのために、「県民大会」、「障がい者ふれあい福祉フェア」、「こころの健康フェスティバル」等の各種イベントの開催、シンポジウムや研修などの普及・啓発事業、相談機関の周知などを関係機関と連携して行います。

2) 障がい者虐待の防止、早期発見、早期対応の推進

障がい者虐待については、引き続き、障害者権利擁護センター、市町村、岐阜労働局その他関係機関と連携して障がい者虐待の予防、早期発見、早期対応に努めていきます。

虐待通報への第一義的な対応窓口である市町村の対応力の向上を図るため、県社会福祉士会、県弁護士会等と連携して、市町村の求めに応じ、社会福祉士、弁護士等からなる支援チームを派遣します。

3) 障がい者の社会参加の促進

障がい者の社会参加を促進するため、障がい者のスポーツ活動や芸術文化活動等の振興に努めます。また、公共施設はもとより民間施設において身体障害者補助犬の同伴を拒否されないことがないよう、事業者や県民の補助犬に対する正しい理解を普及・啓発します。

就労を希望する障がい者が、その適性や能力に応じて働くことができるよう、就労移行支援事業や就労継続支援事業を行う障害福祉サービス事業所を確保するとともに、圏域ごとの障害者自立支援推進会議を活用し、関係機関・団体が連携して障がい者の雇用・就労を支援します。

障がい者の雇用に関する社会全体の理解と認識が高まるよう、「障害者雇用支援月間」を中心とした、事業主に対する障がい者雇用の啓発活動などを行います。

また、企業の障がい者雇用に向けた意識を涵養するため「岐阜県障がい者雇用企業支援センター※」を設置し、雇用に向けた働きかけを行うとともに、合同面接会の開催による就労機会の拡大、企業において障がい者の職場定着を行うジョブコーチの養成などを行い、障がい者の職業的自立の促進に努めます。

さらに、福祉施策と特別支援学校の就労支援をサポートする「働きたい！応援団ぎふ」登録制度などの教育施策との有機的な連携を図ります。

地域で暮らす障がい者の生活全般について、障がいの特性に応じて支援できるよう人材養成など県内の障害者相談支援事業の充実を図るとともに、市町村の地域自立支援協議会の運営を支援し、地域における障がい者の相談支援体制（ネットワーク）の整備・充実を推進します。

また、自閉症をはじめとする発達障がい児（者）等の対応については、発達障害者支援センター※において、専門的な相談支援を行います。

4) 福祉のまちづくりの推進

障がいの有無にかかわらず、誰もが安心して暮らしやすい社会づくりを目指す「ユニバーサルデザイン※（万人向け設計）」の考え方を導入し、障がい者をはじめすべての人が住み慣れた地域社会で自由に行動し、安全かつ快適に生活できる「福祉のまちづくり」を推進します。

また、地域で暮らすことを希望する障がい者の居住の場として、グループホームやケアホーム等が円滑に整備されるよう、地域住民の障がい者に対する正しい理解を普及・啓発します。

5) 成年後見制度※の適切な運用

判断能力の不十分な方の保護を図る成年後見制度は、障がい者などの権利擁護に大変重要な役割を果たすものとなっています。

判断能力が不十分な障がい者に対しては、成年後見制度や日常生活自立支援事業※の利用により、福祉サービスの利用や契約が適切に行われるよう案内に努めます。

6) 特別支援教育の充実

インクルーシブ教育※システムの構築に向けて、一人ひとりの教育的ニーズに応じて、地域の多様な学びの場を柔軟に活用できる新たな「学びのスタイル」づくりに取り組みます。

そのための基盤となる、新たな「学びの場」の整備に取り組みます。

また、特別支援学校と地域の保育所、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校等との交流及び共同学習や地域住民との交流の場を確保し、障がい者に対する理解を促進するほか、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校において福祉協力校の指定を行い、福祉施設での体験学習やボランティア活動を通して、子どものうちから障がい者に対する正しい理解や意識の向上に努めます。

■障がい者の人権問題で、特に問題があると思うこと

Q 障がい者の人権問題について、特に問題があると思うのはどのようなことですか。次の中から2つまで選んで○をつけてください。

